

大阪府環境審議会生活環境保全条例検討部会運営要領

第1 趣 旨

この要領は、大阪府環境審議会条例（平成6年大阪府条例第7号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定により、大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）のあり方（水質部会が所掌する事項を除く）について検討するため、大阪府環境審議会（以下「審議会」という。）に設置する生活環境保全条例検討部会（以下「部会」という。）の組織及び運営について定める。

第2 組 織

- (1) 部会は、条例第6条第3項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。ただし、部会長が必要と認める場合は、この部会のオブザーバーとして関係者の出席を求めることができる。
 - ① 条例第2条第1項第1号に規定する委員 4名程度
 - ② 条例第3条第2項に規定する専門委員 4名程度
- (2) 部会に部会長を置く。部会長は、条例第6条第4項の規定により、委員の中から会長が指名する。
- (3) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

第3 会 議

- (1) 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- (2) 部会は、委員及び専門委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

第4 補 則

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、令和元年12月23日から施行する。

大阪府環境審議会生活環境保全条例検討部会委員名簿

氏 名	役 職	環境審議会 委員	環境審議会 専門委員	備 考
石川 智子	公益社団法人全国消費生活相談員協会関西支部アドバイザー	○		
河井 康人	関西大学名誉教授	○		部会長 代理
黒坂 則子	同志社大学教授	○		
近藤 明	大阪大学大学院教授	○		部会長
近藤 博宣	大阪商工会議所常務理事・事務局長	○		
島 正之	兵庫医科大学教授	○		
松井 孝典	大阪大学大学院助教		○	
水谷 聰	大阪市立大学大学院准教授		○	

生活環境保全条例検討部会オブザーバー名簿

加島 強	大阪市環境局 環境管理部環境管理課環境規制担当課長			
是常 文和	堺市環境局環境保全部環境対策課長			